

北竜町生活排水処理実施計画

令和 6年 4月

北海道雨竜郡北竜町

令和6年度 北竜町生活排水処理実施計画

1 趣 旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第6条第1項の規定に基づき、令和6年度における生活排水の処理に関する計画を定めるものであり、また平成26年3月に策定した北竜町一般廃棄物処理基本計画に沿って行うものである。

2. 計画区域

本計画の対象区域は、北竜町内全域とする。

計画処理区域は農業集落排水処理区域とその他にわけ、農業集落排水処理区域においては農業集落排水処理事業、その他の区域については個別排水処理事業により生活排水処理施設の整備を推進する。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日までとする。

4. 処理計画

(1) 生活排水処理計画

※北空知衛生センター組合実施

令和4・5年度 し尿等処理人口調査票参照

区 分	令和4年度 実績(人/年)	令和5年度 見込(人/年)	令和6年度 計画(人/年)
農業集落排水処理人口	914	897	880
し尿処理（汲み取りし尿）・汚泥再生処理人口			
個別排水処理（合併処理浄化槽）人口	543	526	509
単独処理浄化槽処理人口	206	201	191
非水洗化人口	0	0	0
合 計	1,663	1,624	1,580

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

①収集運搬の主体及び当年度収集・処理計画量

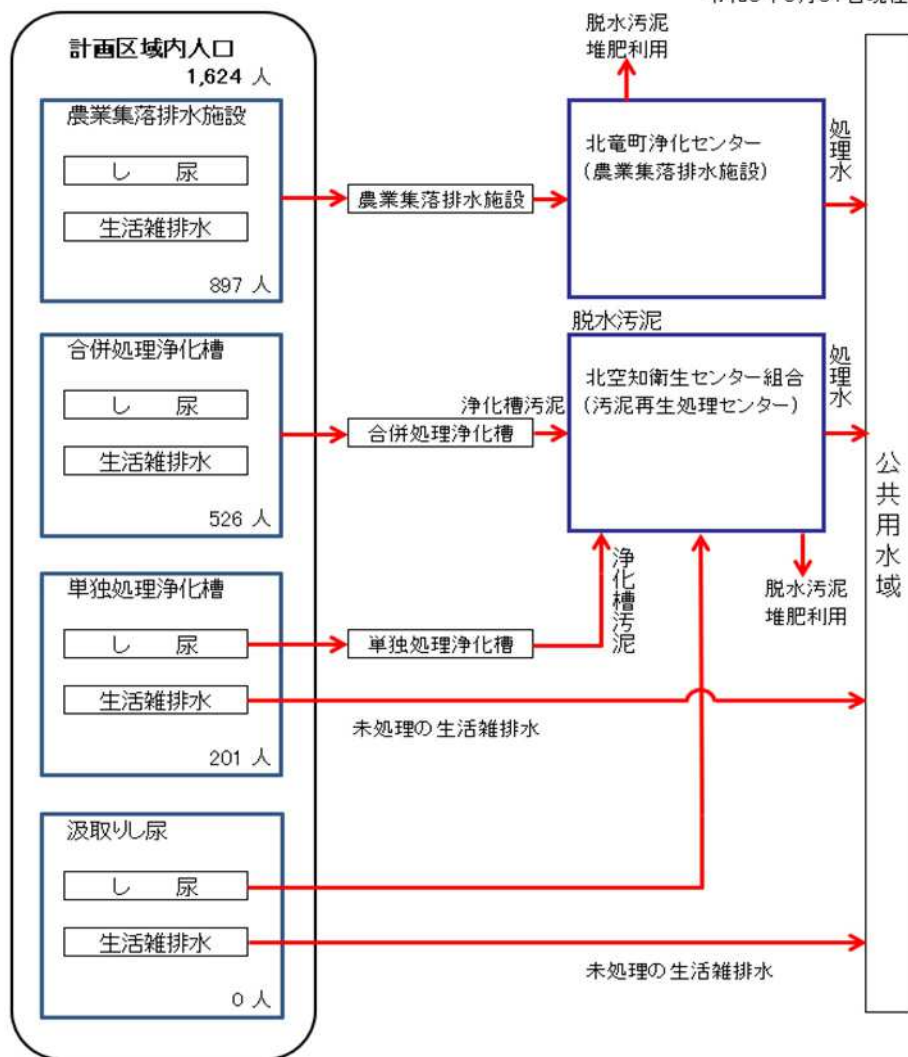
※北竜町一般廃棄物処理基本計画 P34 より一部抜粋

区 分	収集・運搬	収集・処理 計画量(kℓ/年)	処理施設
し尿処理（汲み取りし尿）・汚泥再生処理			北空知衛生センタ ー組合 【構成町】 深川市、妹背牛町、 秩父別町、北竜町、 沼田町
し尿処理（汲み取りし尿）	許可業者	115.00	
個別排水処理（合併処理浄化槽）	許可業者	525.00	
単独処理浄化槽処理	許可業者	30.00	
非水洗化	許可業者	0	

②中間処理、最終処分及び再資源化とその体制

※北竜町一般廃棄物処理基本計画 P35 より一部抜粋

令和6年3月31日現在



(3) 生活排水の処理主体

※北竜町一般廃棄物処理基本計画 P34・35 より一部抜粋

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理実施主体
農業集落排水処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	北竜町
個別排水処理（合併処理浄化槽）	し尿及び生活雑排水	北竜町・個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	北空知衛生センター組合